

北陸大学障がいのある学生支援に関するガイドライン

1. 基本理念

本学は、「健康社会の実現」を使命・目的とし、身体・健康のみならず、精神の健康、健全な生活を営むことのできる社会の健康を実現するため、人材を育成し、社会に貢献することを目指している。本学に入学、在籍する全学生が、本学が提供する様々な機会において、平等に参加できるよう、障がいのある学生の支援を行う。

2. 基本方針

- (1) 学長のリーダーシップの下、別に定める対応要領に基づき、全構成員が協力して支援に取り組む。
- (2) 本学のアドミッションポリシーに基づいて受け入れた全ての学生に等しく修学機会が保障されるように努める。
- (3) 支援に際しては、学生個人の意思・選択を尊重する。
- (4) 具体的な支援内容は、原則として受験時、入学時、進級時の面談等の際、大学（学部、関係各部署）と本人（及び保護者）が、十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、提供する。ただし、支援内容の決定時期については、本人の障害の程度、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応するものとする。
- (5) 支援内容は、障害者基本法に定める「合理的配慮」及び、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告」を参考に判断する。
- (6) 入学者選抜の可否、履修科目の評価においては、「ダブル・スタンダード」は設けない。
- (7) 支援に関する情報は、学内外に向けて公開・発信する。

3. 支援の範囲

支援の範囲は、オープンキャンパス、大学見学会、入学者選抜、修学（それに伴う環境調整）等に関する入学前から卒業までの事項を対象とする。

4. 相談窓口

本学では、障がいがあるなどの理由により、配慮が必要な学生及びその家族その他関係者からの修学上の支援に関する相談窓口を次のとおり設置する。

- (1) 所属研究科・学部・学科
- (2) アドミッションセンター
- (3) 教務課

- (4) 薬学学務課（薬学キャンパス）
- (5) 学生課（太陽が丘キャンパス）
- (6) 保健室（太陽が丘キャンパス・薬学キャンパス）
- (7) キャンパス相談室（太陽が丘キャンパス・薬学キャンパス）

5. 支援の流れ

- (1) 支援を受けるための申請は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障がいのある学生本人又は本人の状況によって代理人（保護者等）が行うことができる。
- (2) 支援の申し出を受けたら、学生課又は薬学学務課の担当スタッフが学生本人と面談して支援ニーズを聞き取り、支援方針を確認して学部、関係各部署と支援内容の調整を行う。環境整備等の事情により、要望通りの対応が難しい場合は、学生のニーズに沿った次善の配慮案を提示し、支援方法について、学生との間で合意を形成する。
- (3) 合意形成した支援内容は、教務部長及び学生部長から授業担当教員などの関係者、関係部署に対して通知し、支援を開始する。
- (4) 教職員は、学生本人の教育的ニーズと意思を尊重し、学部、関係各部署が連携してスムーズな支援を行う。
- (5) 年度末に一度、学生からヒアリングを行い、支援の内容や要望に変更がないかどうかを確認し、見直しを行う。

6. 個人情報保護と情報共有

教職員は、支援にあたり知り得た個人情報の保護に十分留意する。一方で、学部、関係各部署が連携してスムーズな支援を行うためには、教育的ニーズについての情報共有が必要であり、どのような情報をどこまでの範囲で共有するかについては、学生本人の了解に基づき決定する。

※「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

以上

【合理的配慮を開始するまでの手順】

